

北海道獣医師会旅費規程

昭和56年1月27日制定

平成4年1月1日改定

平成21年12月11日改定

平成25年4月2日改定

平成27年2月4日改定

平成30年3月14日改定

平成30年12月12日改定

- 第1条 この規則は、役職員が会の業務により出張、外勤のため、旅行するのに必要な旅費の支給基準について定め、旅費の支給を行うことを目的とする。
- 第2条 出張旅費は、交通費（鉄道賃、船賃、車賃、航空賃）、日当、宿泊料とする。
- 第3条 旅費は順路により計算する。ただし、会務の都合で順路によって旅行し難い場合は現実に経過した通路による。
- 第4条 鉄道賃は旅客運賃および特急料金とし、別表によるものとする。ただし、会長が必要と認めたときは100キロメートル未満においても特別料金を支給することができる。
- 第5条 宿泊料は夜数に応じ、日当は日数に応じて別表の区分により支給する。
- 2 本会役員が、本来業務として、会長が招集する会議等に出席するため出張する場合には、日当を支給しない。
- 第6条 本会において経費を負担する車等によって旅行するときは、鉄道賃、車賃等の交通費は支給しない。
- 第7条 外勤旅費（在勤地市町村の旅行）は次により支給する。
- 1) 交通費は出張旅費に準じて支給する。
 - 2) 宿泊料は会長が特に認めた場合に支給する。
- 第8条 特別の事情により定額の車賃を支弁し難い場合は、会長において実費を支給することができる。
- 第9条 車賃はバス等を利用したときに実費を支給する。
- 第10条 会長が必要と認めたときは、その旅費額を定め、日額、月額打切りまたは減額して支給することができる。
- 第11条 嘱託者にして他に奉職するものについての旅費は、原則として当該職場における旅費とする。
- 第12条 外国旅行その他本規程に定めていない事項については、会長がその都度定める。
- 第13条 部会規程および雑誌編集規程に定める委員に対する旅費の支給並びに本会業務に係わり旅費の支給を必要とするときは、別表の役員・事務局長に準じて支給す

る。

第14条 支部事務局業務を委託する地区獣医師会の職員に対し旅費の支給を必要とするときは、別表の職員、嘱託職員の区分により支給する。

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

別表（第4条・第13条関係）

区 分	鉄道賃	特急料 (100 ｷｰ以上)	航空賃	車賃	日 当	宿 泊 料	
						乙地方	甲地方
役 員 事務局長	普通旅 客運賃 実費 ¹⁾	実 費 ¹⁾	実費 ²⁾	実 費	2,600 円	11,800 円	13,100 円
職 員 嘱託職員					2,200 円	9,800 円	10,900 円

実費の運用

- 1) 片道 100km 以上 Rキップ料金 または Sキップ+指定料金
または 乗車券往復割引キップ+指定席特急料金

片道 100km 以下 普通運賃

- 2) 往復料金

備考

1. 自家用車を公務に借用使用した場合はキロメートル当たり 40 円を支給する。ただし、同乗した役員、職員等の鉄道賃、車賃は支給しない。
2. 道内での航空機の利用は、それにより出張期間が短縮になる場合に限る。
3. 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都（特別区）、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市をいい、乙地方はその他の地域をいう。
4. 第5条2項における会長が招集する会議等とは、理事会、三役会議、代議員会、特別委員会、監査、各部会等をいう。

付 則

第4条、第13条および別表の改正は平成4年1月1日から実施する。

本改定は平成22年4月1日から実施する。

本改定は平成25年4月2日から実施する。

本改定は平成25年4月2日から適用する。

本改定は平成30年4月1日から適用する。

本改定は平成30年12月12日から適用する。